

尖閣諸島の有効な支配を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
防 衛 大 臣  
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることが明らかであり、現に我が国が有効に支配し領有権問題は存在しない。しかし、中国は不当に領有権を主張し、尖閣諸島周辺の日本領海内に公船での侵入を繰り返しており、さらに近年は大型の公船も投入するなど、その動きを活発化させている。

このような中、米国のトランプ政権は中国に対する牽制を強めており、在日米軍の司令官が周辺海域での警戒監視や情報収集等を強化し日本を支援するとの考えを示したものの、本年11月に控える米国の大統領選挙前後の不安定な状況を中国が利用することも懸念される。

また、現在無人となっている尖閣諸島が中国により占拠された場合、これを取り戻すことには多大なる危険や困難が伴うことはもとより、漁業者等をはじめとする国民の生命や安全への影響は計り知れないことから、我が国による尖閣諸島のより有効な支配が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の領土を守り、国民が安全・安心に暮らすことができるようにするため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 尖閣諸島周辺海域の有効活用を図り、日常的に尖閣諸島を拠点として活動できるようにするとともに、有人化を検討すること。
- 2 船舶の安全航行と漁民の安全操業のため、尖閣諸島に灯台や避難港等を整備すること。
- 3 海上保安庁と自衛隊との連携を強化し、尖閣諸島周辺の領海侵入等に対する監視や抑止を強めること。